

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 債権管理規程

(平成29年4月1日規程第49号)

(改正 令和2年7月1日 規程第68号)

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより、債権管理の適正な取扱いを図ることを目的とする。

2 債権の管理に関して必要な事項については、法令及び法人の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「債権」とは、管理を必要とするもので、法人から資産譲渡又は役務等提供を受け、その対価としての金銭の給付を目的とする法人の権利をいう。ただし、発生と同時に消滅するものを除く。

2 この規程において「債権の管理に関する事務」とは、法人の業務によって生じる債権について調査、請求、督促、保全等の業務に関する事務をいう。

(債権管理事務の総括)

第3条 債権管理に関する事務は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所会計規程（平成29年規程第号）第5条第3項第2号に規定する経理責任者が総括するものとする。

(債権の管理)

第4条 経理責任者は、第2条第1項に規定する債権を管理する帳簿（電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、債権の発生から消滅までの間、管理しなければならない。

(履行の請求)

第5条 経理責任者は、債権の発生後、速やかに債務者に債務の履行を請求しなければならない。

(督促)

第6条 経理責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、支払期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下「滞留債権」という。）がある場合には、督促を行わなければならない。

2 前条の請求及び前項の督促の方法は、各事業部門の担当者が口頭によるものとする。

3 前項の督促をもってもなお履行されない場合は、経理責任者は支払期限から起算して40日経過後すみやかに督促状を発しなければならない。

(滞留債権の管理)

第7条 経理責任者は、半期ごとに、滞留債権の内容と今後の回収計画を、理事長に報告するものとする。ただし、滞留債権の状況により、必要に応じて理事長に報告を行うものとする。

(債権の保全手続等)

第8条 経理責任者は、第6条第1項に規定する督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 担保の付されている債権については、当該債権の内容に従い、競売その他の担保権の実行の手続を執ること。
- (2) 債務名義のある債権については、強制執行の手続を執ること。

(3) 前2号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること。

(債権の免除等)

第9条 経理責任者は、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所出納事務取扱規程（平成29年規程第号）第16条に該当する場合は、理事長の承認を得て、債権放棄の手続きを行うことができる。

(償却処理)

第10条 経理責任者は、前条の規定により債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(貸倒引当金等)

第11条 経理責任者は、事業年度末に債権の回収に関する可能性を検討し、その回収が不能と見込まれるときは、その見込額を貸倒見積高として算定し、貸倒引当金を設定しなければならない。

2 貸倒見積高は、算定しようとする対象事業年度末の債権残高に当該事業年度以前3年度分の貸倒実績率の平均値を乗じて算定するものとする。

(遅延損害金)

第12条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないと判断するものを除き、その債権残高に対し法定利率の割合で計算した金額を遅延損害金として、その支払期限の翌日から支払をする日までの遅延日数に応じて日割りした金額を債務者に請求することができる。

2 前項の規定により計算した遅延損害金の額のうち100円未満の端数は切り捨てるものとし、計算した遅延損害金の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わないものとする。

3 債務者からの債務の支払いにおいて、遅延損害金が発生している場合においては、先に元本の支払いに充てるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。